

サンフェスタしんなんよう出店参加規約

第1条（目的）

サンフェスタしんなんようにおける出店参加は、地域の人々との絆を深めることを目的し、参加者は、その目的実現のため互いに協力し合うものとする。

第2条（参加申込）

- ① 出店参加希望者は、サンフェスタしんなんよう実行委員会（以下、「実行委員会」という。）作成の「出店申込書」に所定の事項を記入のうえ、定められた期日までに、サンフェスタしんなんよう実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- ② 未成年者の出店参加申込みは、法定代理人（親権者）の同意を得なければならない。
- ③ 出店希望者は、前項の「出店申込書」の提出と同時に本規約各条項を承諾したものとみなす。

第3条（出店許可）

- ① 所定の期日までに事務局に参加申込書が提出されたものにつき、実行委員会は、その出店の可否につき判断し、許可をした希望者には許可書を交付する。
- ② 出店許可については、原則として、参加希望1団体につき「1箇所2小間」までとする。
- ③ 出店許可に関する実行委員会の判断については、申込者からの異議は、一切受け付けないものとする。
- ④ 第1項の許可書は、実行委員会に無断で複製することを禁じ、許可取得者が、その地位を実行委員会の許可なく第三者に譲渡することも禁止する。

第4条（出店について）

- ① 出店者は、実行委員会が指定した範囲内で店舗を設置しなければならない。
- ② 出店者は、営業開始時間、撤去終了時間等、定められた時間については厳守しなければならない。
- ③ 出店者は、当日の役割分担に関しては、各自責任をもって行うものとする。
- ④ 出店者は、店名と出店責任者名、電話番号を明記して店舗に表示するものとする。
- ⑤ 出店から出るゴミについては出店者が責任をもって持ち帰ること。当日出店者側の方でゴミ袋をご用意して下さい。

第5条（その他）

- ① 出店者は、その他実行委員会からの指示に従わなければならない。
- ② 実行委員会は、規約違反、迷惑行為、実行委員会からの指示に従わない等、不相当と判断した出店者に対しては、出店停止・退場を命ずることができる。

第6条（免責事項）

- ① 会場や駐車スペース等で起こった事故や、けが等について、出店者は実行委員会に対しその責めを問うことはできない。
- ② 出店における食品衛生上のトラブルに関しても、実行委員会は何ら責任を負わないものとする。
- ③ 出店する商品及び個人の持ち物については、参加者各自で管理するものとし、盗難及び損傷に関して実行委員会は一切関知しない。
- ④ サンフェスタしんなんようを中止した場合の、出店者に係る損害（前売券返還等含む）についても実行委員会は、何ら責任を負わないものとする。